

平成27年

目黒区教育委員会

第17回定例会会議録

(平成27年5月12日開催)

第17回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年5月12日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	木村肇
	教育委員会委員長職務代理者	小村恵子
	教育委員会委員	笹尾敦夫
	教育委員会委員	中山ひとみ
	教育委員会教育長	尾崎富雄

出席職員	教育次長	関根義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井司
	学校運営課長	佐藤欣哉
	学校施設計画課長	照井美奈子
	教育指導課長	佐伯英徳
	教職員・教育活動課長	濱下正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田武
	統括指導主事	細田真司
	統括指導主事	和田孝
	生涯学習課長	金元伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫忠義

書記		鈴木敏由起
		山東隆博

(午前9時30分開会)

- 委員長 第17回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は小村委員です。
それでは、日程第1を議題といたします。

(日程第1 平成27年度教育委員会事務局各課の主要課題について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)

- 委員長 ありがとうございました。それでは、各課ごとに質問を行いたいと思います。まず教育政策課に関しては、何かございませんでしょうか。

- 委員 それでは何点かお伺いしたいと思います。まず1点目、全般的な話になってきますが、今後の方向性ということで、既に平成27年度の教育行政運営方針を教育委員会でも報告をいただいておりますので、中身については、的確にそれぞれ各課で課題は把握がされていると認識しております。

ただ具体的に、目標によるマネジメント制度でも求められている数値目標をもう少し出して欲しい感じがします。例えば、中学校の進学率について65%と数字が出ていて目指す先がわかりやすいのですが、教育行政運営方針を焼き直しして、ここに載せた今後の方向性と変わっていない部分があります。目標によるマネジメント制度の中では、具体的な数値化とか目標値化が求められています。それは近々に作成していくのだろうと思います。今年度はこれでいいと思いますけれども、次年度以降の課題として捉えておいていただきたいと思います。

それから2点目は、2のいじめ防止対策推進法に基づく対応ですけれども、いじめ防止対策については、これから検討組織の中で検討していくのだろうと思いますけれども、いじめ防止対策にかかわる条例をつくるということはそんなに難しいことではなくて、もう既に各自治体で作っていますから、簡単に言えば、すぐできると言えばできるのですけれども、問題はやはり策定していくプロセス、そこにやはり最大の眼目があるのだと思います。

例えば条例の中で、子どもの意見も反映できる、反映させる。これは、目黒区子ども条例の意見表明権とも関係してくるのです

けれども、やはり実際にいじめている、いじめられている子どもたちの当事者の意見を、反映していくべきだと思います。

それから、関連しますけれども、教育行政を取り巻く団体、小学校PTA、中学校PTA、青少年委員、住区・町会等の組織に丁寧に、恐らく推定ですけれども、パブリックコメントも行うと考えていますけれども、丁寧な意見の吸い上げ、これについての考え方がありますか。

○説明員

まずいじめ防止対策にかかわる条例に関するプロセスでございますけれども、昨年度8月に、検討委員会を立ち上げて、27年3月までということですので、現在は終了していますが、5回ほど検討して、現在、基本方針の素案と申しますか、たたき台、それから条例の骨子の案はできております。ですので、今後、先ほど委員おっしゃいましたパブリックコメント等を実施しながら、できれば第4回の区議会定例会で条例の案を提出したいと思っております。

そのプロセスは、先ほどおっしゃったパブリックコメント、これは予定しておりますので、区民の方々に周知を図っていききたいと思っております。当然、区報にもお出しはしますけれども、そのようなプロセスを踏んでいくことでご理解を得ていききたいと考えています。

それからその中でお子さんをどうするのかは、大きなポイントだと思いますので、今の段階でお子さんについてどうするのか、具体的には固まっておられませんけれども、ただいまいただいたご意見も踏まえまして、どういう方法があるか検討していきたいと思っております。

また、PTAの皆様についてですが、パブリックコメント自体は、区全体の区民の方のご意見をいただくということですので、説明会は区民の方全体を対象にすることは必要と考えています。そのほかに例えばPTAの会合で、時期的に合致するものがあれば、それぞれの会長を対象にして、個別にご説明をするということもあろうかなとは思いますが、PTAだけに行いますと、他の団体はどうするのだという、意見が出てきますので、慎重に見きわめたいと思っております。

○委員

目黒区子ども条例をつくるときには、子どもの意見もあって、今の子ども条例があるわけです。当然、条例はなかなか子どもでは読むのが難しいので、簡略した、ルビを振った説明書きのもの

で意見を聴いたりしているという、目黒区としての取り組みの過去の経緯がありますので、検討するに当たっては十分配慮していただきたいと思います。

○委員 人員削減8人の予定でまず7人を削減するとなると教育政策課としてのパワーが落ちてしまうということは心配しなくてよろしいですか。

○説明員 この7人と申しますのは、教育委員会事務局全体で7人です。8人の削減を求められているところですので、基本的にはそれに沿った形にすべきかなと思いますけれども、教育委員会事務局全体で7人ということで、それぞれさまざまな課題がございますので、組織の見直し、あるいは執行の方法の見直し、これをしませんと、なかなか今の状況で人を削減するということは難しいと思いますので、削減をしても十分な区民サービスを維持できるような工夫をしながら、取り組んでいきたいと考えています。

○委員 教育指導課にも、小中学校の魅力づくりの推進という課題が書かれています。やはりこの問題を成果あるものにしていて、全体に元気をつけていく方向性が必要と思う観点から、魅力づくりの一つの原点というか、これは、中学校の魅力づくりですから、もう少し小中連携の具体的なプランを目標として掲げて、それを一つの、どこまで達成できたかということを、私たちにも見られるような形にぜひ進めていていただきたいと思います。

具体的に、中学校の部活動に小学生が参加するような、実際に身がどうだったかわからないのですが、そういう光景を見たことがあります。

こういうところに、中学生が小学生を教えるだけではなくて、もう少しレベルの高い、いわゆる民間活力といいますか、そういう人たちが参加して、ボランティアでも結構ですし、いろいろな形で参加していただいて、要は小中連携をもう少し魅力あるものにしていく工夫も必要だと思いますので、実現目標として掲げていただいて、どこまでできたかを、また1年たって考えたいと思います。

○説明員 中学校の魅力づくりにつきましては、実施した意識調査の結果をもとに、今後、学校教育プランの推進委員会の中でも検討していきますので、今、委員がおっしゃった小中連携、これはやはり重要だと思います。

では、具体的に何をするのかといった部分、それから、部活動

も、今現在も外部顧問ですとか外部の指導員、可能な限り対応していますけれども、そういったものの充実、幾つかあろうかと思えますので、今後進めていく検討の中で、今のご意見も参考にさせていただきたいと考えています。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。時間もありますので、次は学校統合推進課について。何かご意見、ご希望はないでしょうか。

○委員 それでは2点ほどお伺いしますけれども、1点目は南部・西部地区の統合の検討状況で、これまで検討組織を設置されてきたと思いますが、開催状況と検討している内容がわかれば教えていただきたいと思います。

それから2点目です。大鳥中学校の統合の成果等の検証というのは、これは、非常に重要だと思います。もう少しさかのぼって、目黒中央中学校での成果等の検証等がされているのであれば、それも生かすべきだと思いますし、もし成果等の検証がきちっとできていないのであれば、目黒中央中学校での取り組みの検証等について、そちらも踏まえながら対応していくべきだと思います。

以上2点です。

○説明員 まず初めに南部・西部地区の統合の今までの検討状況ですけれども、内部で関係の学校長と教育委員会事務局の職員を含めた検討会を設けまして、昨年10月まで8回ほど検討を進めております。その中でそれぞれの学校の状況や地域の特性などの基礎データの作成や、統合に当たっての課題の抽出や整理を行っています。

今後、これらをまとめて整理した上で、区民の方への説明会の開催を含めて公表していこうというところまでの状況でございます。ですので、年度も変わりましたので、早急に検討会、顔合わせも兼ねて開催し、どういう形で整理をして区民の方へ説明していくかを詰めていく必要があると考えてございます。

それから、目黒中央中学校の検証ですけれども、これは第三中学校、第四中学校の統合をするに当たって、当時、検証した上で平成24年3月に現在の統合方針を作成しておりますので、それも踏まえたいと思います。

その後、3年ほどたちますので、何か必要があるのであれば、改めて対応はしていく必要があると思いますけれども、基本的にはそのときまとめたもの、それから大鳥中学校、今後まとめますもの、これを踏まえて進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員

先ほどのいじめ防止対策の条例の検討も、昨年で終わって、そこから動いていない。それから南部・西部地区についても、10月で止まっているということなので、これはやはり早く開催して、それぞれの分野におけるコンセンサスを、共通認識に立つ必要があると思います。

それから目黒中央中学校での検証をしたという時期がかなり前の検証ですから、その間、大鳥中学校との統合に至るまでにいろいろな変遷も、目黒中央中学校の変化というのは非常に参考になる部分が多々ありますので、その後の状況も含めて再検証しながら、書式に残すということだけではなくて、その後の状況もきちんと踏まえた上で臨んでいただきたいと思います。

○委員

今、学校の統合のところで、今年度、検討会を開かれるということですが、やはり保護者や地域の方々の意見を取り入れていただきたいと思います。何か今年度、具体的にそういった保護者や地域の方々の意見を聴く機会ですとか、何かそういったことがありますか。

○説明員

まず検討会を開きまして、先ほどご説明をした今まで取りまとめている基礎データや課題について区民の方にお示しできる形に整理をしまして、区民の方向けの説明会等を開催する必要があると考えてございますので、説明会を通して、皆様のご意見を伺いながら、丁寧に進めてまいりたいと考えてございます。時期はまだ未定でございますけれども、進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員

もちろん区民向けもそうですけれども、それぞれの学区域とか、できればその地域ごとにもお願いできればなと思います。

○委員

今の委員の意見に関連して、目黒中央中学校の検証の結果というのは、統合して10年たつので、大鳥中学校と違うレベルにありますから、それは両方見るというのは非常に大事なことだと思います。

特に目黒中央中学校のPTAの方たちが「記録を見ると、当時の統合した直後はすごく苦労した様子がうかがえる」ということをおっしゃっていたので、やはり10年たったものと、今スタートしたものでは、見る場所が違うと思うので、ぜひこれを両方見ると、またいい統合に向けて動けるのではないかなと思うので、

よろしくお願いします。

○委員長 続きましては学校運営課について何かございますか。

○委員 防犯カメラの管理はどこが行って、どの程度の間隔でチェックしていくか。今のところどうなっているのでしょうか。

○説明員 設置の管理者は教育委員会、学校運営課長ということでございまして、これはカメラ設置場所には表示をいたします。その上で、おっしゃるような点検については、年1回の保守点検を現段階では考えておりまして、それは別途、業者委託をしながら、画像の中身も含めて点検をしていく、そういった考え方でございます。以上でございます。

○委員 映っている画像をどのぐらいの割合で点検するのでしょうか。

○説明員 失礼しました。その年1回の保守点検のときにのみでございまして。基本的には、撮ったものは一定期間で上書きをされていく仕組みでございまして、これは、警察等の公的な機関から正式な犯罪捜査等への協力依頼、これをもって、これらの機関に開示をする可能性はございますが、それ以外については基本的にはモニターもございまして、日々のチェックということは現在、考えてございません。

以上でございます。

○委員 それでは2点ほどお伺いしたいと思います。まず1点目は安全・安心への取り組みですけれども、やはり子どもの生命にかかわるものとして、食物アレルギーへの対応というのが大きな課題として、実際にエピペンを打つのをためらった時間が何分間かあった。それはその後、全校模擬訓練によって、そういう事態は、今後は避けられると思いますが、残された課題として、保護者が申請していない児童は、学校も把握していない。ただ実際そういう症例が起きています。保護者が、「うちの子どもはこういうものにアレルギーがありますよ」、これは教育指導課に聞くのか、どちらかわかりませんが、新たな課題というのが出てきています。やはり大きな課題としてあるのではないのかなと思っておりますので、今後の対応をどうしていくかというのは、今の時点で考えがあれば、なかなか難しい課題だということは、私も承知していますけれども、学校側も知らされていないわけですから、いきなり食物アレルギーによる症状が出たときに、何によってそういう症状が出たのかというのがわからないわけです。そういった対応が実際に具体的な症例として出てきていますので、そうい

った対応をどうしていくのかというのが1点目です。

それから2点目は、これは自問自答で、自分に聞かなければいけない課題なんですけれども、項番2の学級編制に伴う課題への対応の中で、一部の学校の小規模化というところが、これは言うまでもなく上目黒小学校が一番手に上がるわけなんですけれども、これについては、魅力ある学校づくりということで、これまで学校長以下取り組んできましたけれども、ここに来てやはり抜本的な対策を講じる必要があると思っております。

○説明員

1点目のご指摘につきまして、昨年度、そういった症状が出たお子さんがいることは事実でございます。二つに分かれるのですが、まずそういった未然防止も含めて、保護者対応をどうするかという、今ご質疑をいただいた点、それから実際に起きてしまった場合には、これは誤食事故も含めて緊急対応が必要になりますので、これは改めて昨年取り組んだ学校での訓練、そういったところも改めて徹底しなければいけないと考えています。

緊急対応から先に申せば、今年度練習用エピペントレーナーを文部科学省から全校分が配布されましたので、改めてそれを各学校・園に配布して今年度それを活用して、改めて年度が変わったところで未然防止の観点で、早いうちにそれを活用した校内訓練等を考えていただく、これについては通知の中で練習用エピペントレーナーを紹介したところでございますが、また現状把握等も含めて、実際に症状が出た後の対応については改めて今年度取り組んでまいりたいと考えてございます。

その上で、委員ご指摘の保護者の意識や届けについては、ご指摘のとおり医師の診断書に当たる管理運営票というものが必要になって、その中に医師の診断としてのアレルギー物質、食品があるわけでございますので、これをもって除去食を適用していく、こういった流れでございます。これを出さない場合でも、実際には過去に症状があったり、小学生・中学生になって初めて症状が出るようなことも、これは想定されるということでございますので、これも昨年度、私が直接、合同の校・園長会を通じて、各学校長・園長にはその内容は伝達をしたところでございます。現段階では今年の新入生、それから学年進行に向けて、各校・園で改めて今年度のアレルギー対応について保護者とやりとりしてございますので、昨年の事例も含めて昨年度中に伝達をしたところでございます。改めて年度が変わった時期でございますので、その

状況を把握しながら、さらに漏れているお子さんがいるかどうかも含めて、できるだけ保護者に周知していくように対応してまいります。

以上でございます。

○委員

私からも、そのエピペンを持っているということは、かなりその方のアレルギーがはっきりあるということと、危険性をはらんでいるということなので、やはり使用をためらわないということも考えなければいけないと思います。

それから、昼休みになる場合が多いのですが、それはぜんそくの、運動誘発ぜんそくなのか、食物アレルギーのステージが三つまで上がった呼吸症状なのか、わからないときがあります。前もってその方のアレルギー状態をしっかりと把握しておくということが大事になるので、重々、保護者の方にその旨をお願いして、情報を上げていただくというのが必要かなと思います。

○委員長

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、学校施設計画課についてございませんか。

○委員

それでは2点ほどお伺いしたいと思いますけれども、まず1の学校施設等の施設整備の「今後の方向」の一番下の段に「引き続き、大岡山小学校の改築等に向けた検討を行っていく」とありますけれども、これは教育行政運営方針でも同じように書かれていますので、大岡山小学校が改築になるのだと思っている保護者の方もいらっしゃる。ここは改築でいくのか、長寿命化でいくのかは、しっかりと検証していない段階なので、いろいろな場面で説明するときには、その点を踏まえて、きちんと口頭で説明を補っていただきたいということが1点です。

それから2点目は、校舎等の環境改善で、トイレ関係ですけれども、これは非常に保護者の要望も強いのですけれども、全小中学校の1系統だけでも全部やるとなると、これまでのペースでいくと何年ぐらいかかるのか。

以上2点、お伺いしたいと思います。

○説明員

ただいまの委員のご指摘でございますけれども、委員がおっしゃるように、大岡山小学校につきましては、確かに実施計画で、次の学校としての小学校の改築の中に記載されています。やはり今後改築で行っていくのか、長寿命化対策を含めた大規模改修で行っていくのかは、現在、検討しています区有施設の見直しの中で、やはりもう少し議論していかないと結論は出ないと思っています。

ます。

そういった中でご指摘のとおり、保護者に対しては丁寧に説明していきたいと思います。改築に対しても必ず質問が出ますので、ここは丁寧に説明してまいりたいと思っています。

またトイレにつきましては、現在、改築した学校以外を除きまして、単純にはトイレが2系統、学校によっては3系統ありまして、夏休みに工事を行う段階では、どうしても1系統しかできない状況でございます。

そんな中で単純に中学校1校、小学校2校ずつ行ったとしても、約20年はどうしてもかかってまいります。1系統ずつですから結局、残りの系統があります。全部を完結させるにはやはり約20年かかります。

以上です。

○委員 すみません。質問が悪かったと思いますけれども、1系統だけでも全ての小中学校で行うには何年かかりますか。

○説明員 失礼いたしました。基本的に1系統だけだとしても、単純に計算しても約8年はかかってまいります。

以上です。

○委員 先ほどの学校統合推進課の主要課題の中にも入っています南部・西部地区中学校統合の具体化、それと学校施設計画課の中央にあります南部・西部地区の検討、これは両課が当然のことながら連携するのだと思うのですが、耐力度調査というのを、これは科学的に行って、どの学校の耐力度が一番劣っているかとか、そういう順位づけが恐らくできると思いますので、そうした段階でも当然のことながら大岡山小学校が一番そういう意味では劣っているというのが一般の方々も見る上で簡単に判断できるのではないかと思います。そういった問題と、南部・西部地区の区立中学校の統廃合の問題と、当然リンクしてくるのではないかと思います。

それは恐らく一般の区民の方々も、個別に耐力度調査の結果が出てきても、あるいは大岡山小学校の改築あるいは長寿命化の議論が出てきたとしても、両方リンクして考えるのではないかと思いますので、今の段階でどういう形で情報を区民の方々にオープンにしていくかというのが、非常に難しいと思います。

ただ既にオープンになっているからには、やはり情報は隠さずオープンにしていく基本姿勢が必要ではないかと思いますので、

今後の方向としましては、これは学校統合推進課の中にありますが、議会報告や説明会を通じて適切に情報を発信し、その情報の中身をもう少し私たち教育委員にもわかるような形で今後詰めていただいて、どこまで情報を区民に知らせていく必要があるのか、というのは、議会の方々の意見というのは、恐らく区議会議員を通じても区民に伝わっていると思うので、そういった内容と区から発信される情報に「何か少し違うな」と思われないう、そういったところも含めて情報の発信の仕方を十分注意していただきたいと思います。

既にオープンになっていることから考えますと、耐力度調査も情報の発信の仕方を注意していただいて、改築なのか長寿命化なのかというような、そういう議論がある程度読み取れるような公表の仕方が必要だと思います。

そこまでの結論はまだ出ていないわけですが、やはり一般の方々に「いや、改築というのは一本しかないのだ。長寿命化なんというのはわからないよ」という意見が出てこないように、違いがわかるような公表の仕方が必要だと思います。

少し長くなりましたが、いずれにせよ情報の発信の仕方、これを十分注意していただいて、教育委員会の中で多くの方々に理解できるような形でお願いしたいと思います。

○説明員 ただいまの委員のご意見、ご指摘も踏まえまして、情報がなかなかひとり歩きしてしまう傾向がございますので、正しく、なおかつわかりやすく発信してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 よろしいでしょうか。
続きまして教育指導課にいきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○委員 それでは大きく2点ほどお伺いしたいと思います。
まず1点目は、いじめの未然防止ですけれども、NHKの100万人行動宣言については、昨年度、全小中学校が足並みをそろえて取り組み、NHKで放映されたところで、非常に効果としてはあったと思っております。

これは要望なのでお答えは結構ですけれども、できれば保護者の了解を得られれば、実際の現場の取材についても、今後研究していただいて、NHKに働きかけていただければと思っています。

いじめのアンケートですが、3回から4回にして、1回以上は

無記名調査でやることは非常に私も評価しています。といいますのは、やはりいじめが起きた事例を見てみると、その事件については、いじめとして認知されていないものです。ですから、深掘りが足りないのではないかという懸念もしているところですので、1回以上ということは4回のうちの半分やるのか、3回のうちの1回やるのかということになってくると思うのですけれども、とりあえず大変評価しております。

それから最後ですけれども、特別支援教育の「今後の方向」の「特別支援教育に係る組織の見直し」が出てきたのですが、どういう課題があって、どういう組織を見直していくのか、これからの検討なので、答弁しづらいとは思いますが、何かイメージ的なもので表現できるものがあれば、お答えをいただきたいと思います。

それから小中学校の魅力づくりの推進については、これまでも各委員から、小中連携をはじめ、いろいろご質疑がございましたけれども、これについてはやはり充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

特別支援教育の関係でお答えできることがあれば、その範囲内でお願いしたいと思います。

以上です。

○説明員

特別支援教育の推進の3課の連携ということでございますが、まず就学相談等入り口の部分で、学校運営課がここで保護者と直接応対をして意向を聴きます。その後、めぐろ学校サポートセンターで諸検査、あるいはまた別の形での教育相談等を受けております。教育指導課では主に特別支援学級等の教育内容について、具体的な指導・助言をして、それぞれの特別支援教育についての充実を図っていくという、それぞれ3課がそれぞれの立ち位置で特別支援教育について、取り組んでいるわけですが、学校運営課と教育指導課は同じフロアにありますが、めぐろ学校サポートセンターが違う場所にありますので、なかなか、ワンストップで保護者の方がそこに行きにくい部分、また検査について、特に特別支援教室の利用に当たっては、さまざまな諸検査が必要になってきます。タイムラグの問題であるとか、さまざまな課題が挙げられています。

それをどうするかと、その三つの課を一つの課にしてしまうのかとか、そういうことではなくて、もう一度、就学に当たっての

流れですとか、特別支援教室利用支援委員会の判定のシステムであるとか、そこを3課で連携をしているわけですが、それを含めて、それぞれの所管する業務をもう一回見直したところで、組織そのものも見直していくという、人員削減ということとはまた別にしていって取り組んでいきたいと考えています。

これは、実は継続して25年度から、事務局から事務レベルでの検討はこれまでなされているわけですが、もう一度改めて、この秋口までに一つの方向性を示していきたいと考えているところでございます。

なかなかこの段階で具体的な記述までこの中では書き込めなかったもので、箇条書きになってしまったところ、申しわけございませんでした。

以上でございます。

○委員 平成25年度から検討してきたということは、非常に評価ができるところでありますが、なかなか結論が出しづらいところだとは思いますが、やはり、手続的な問題もありますけれども、まずは保護者の視点、それから子どもの視点に立ってどうかという観点から、ぜひ組織の見直しを検討し、結論を出していただきたいと思っています。

○委員 体罰防止マニュアル、非常によくできていますが、これは誰を対象に配布するのか。また配布するだけなのか。内容の周知の機会が一回あるのか。どうでしょうか。

○説明員 体罰根絶マニュアルの配布の範囲、活用でございますが、配布は教職員全員一人1冊、さらには部活動の外部指導員に対しても1冊配っております。先日、外部指導員につきましては、今年度から必ず研修を受けるよう悉皆研修として、コーチングという視点から、今年も体罰に関しての研修を行ったところでございます。

各学校においては、年2回サービス事故防止研修が都からの指導があつて実施をしておりますけれども、それ以外にも機会あるたびにマニュアル等を活用し、人権教育プログラムとあわせて、各学校では意図的、計画的に、とにかく体罰、不適切な指導を根絶するというので、その際に活用しており、大分定着してきていると捉えております。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして教職員・教育活動課につきまして、何かございませんか。

○委員 主要課題等については的確に出されていると思いますけれども、今、学校現場では、日々、さまざまな事故が発生していて、学校経営の中で対応していただいておりますけれども、それから教育委員会、特に教育指導課の支援によって、おおむね解決に導いているという状況にあります。やはりさらに一歩進んで、小学校PTA連合会とか中学校PTA連合会との連携の強化の中で、それぞれ生じた課題、事件等についてこの中で触れてほしいと思います。

以上です。

○委員 健康診断があつて、その異常結果を改善しないと、その組織の取り組み方が疑われるという、そういう状況がありますので、健康管理指導を十分行っていただく。それからメンタルチェックを必ず希望者に対して行わなければいけないという、そういう制度改革がございましたので、十分、産業医の活用をしていただければと思います。

以上です。

○委員長 ほかにないでしょうか。

続きまして、めぐろ学校サポートセンター、何かございますでしょうか。

○委員 4点目の教職員の育成ですけれども、やはり保護者が今、一番望んでいるのは、教員の指導力の向上で、アンケートからも一番高い数値として出ています。この教職員の育成に当たって、今後の方向性として、学校への巡回による訪問指導を継続し、助言を行うと書いてあるのですけれども、大体どれぐらいの頻度で訪問指導を行っているのか。今後、訪問指導を充実していく考えがあるのか。それから訪問指導による効果はどうかといった3点、めぐろ学校サポートセンター長の認識、あるいは統括指導主事の認識でも結構ですけれども、お答えいただければと思います。

以上です。

○説明員 巡回訪問につきましては、初任者、2年次、3年次、4年次という形で行っております。まず初任者の巡回訪問につきましては、現在、教職員サポート指導員が各学校を回っている最中がございます。こちらにつきましては、定期巡回訪問という形で5月、6月にまず1回目を、その後、12月から1月までにかけてもう一

度行う形をとっております。

2年次につきましては、初任者研修を終えた2年目を迎えた全教員が対象で、同じように教職員サポート指導員が行う予定でございます。

3年次、4年次につきましては、本年度から対応が変わりまして、教育指導課の指導主事が担当することになっております。この3年次、4年次、2年間継続して指導主事が指導助言に当たることができることによりまして、より若手教員の資質能力の向上を図ることができると考えております。

実際の効果の面でございますけれども、やはり多様な助言を行うことによりまして、より自分が気づけなかったことですか、そういった意味合いで、糧になるものと存じます。

○委員 ありがとうございます。

もう少し伺いたいのですが、3年次の教員については、従来のサポート体制から教育指導課の指導主事が当たることに変更されるという理由は何か。どういう理由からそう変更されるのでしょうか。

以上です。

○説明員 ただいまのご質問でございますけれども、24年度から巡回指導を行ってございましたけれども、特に、先ほど少し触れさせていただきましたが、3年次、4年次ということで、2年間、継続して指導助言に当たることにより若手教員の資質能力の向上を図ることができる効果を考えまして、本年度から3年次、4年次を、連続した教育指導課指導主事の担当にする旨、変更したものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

続きまして生涯学習課のご質問ございませんでしょうか。

○委員 この資料1番目の学ぶということはイメージが湧くのですが、先ほどの説明のときにあったように、知識や経験の地域への還元を進めるというのが、イメージとしてつかみにくいところがあります。もう少し具体的なイメージをお考えなのでしょうか。

○説明員 一例で申し上げますと、生涯学習課では地域サークル講座といまして、団体で継続して学んできた活動を、地域の方に還元するという仕組みがございます。例えば太極拳ですとか、いろいろな体に良い運動などを区民の方も一緒にやりましょうということ

で、会員を増やすという意味も兼ねて行っている講座ですとか、あるいは家庭教育に関して学んでいるサークルがありましたら、それについてもっと広く、多くの区民の方と一緒に考えて、課題を共有して解決に向かいましょうという形で取り組んでいるものもごございます。いずれにしても団体活動で得た知識や経験などを、講座の企画運営等を通じて多くの区民の方に還元して広げていくというイメージでございます。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。続きまして八雲中央図書館についてはどうでしょうか。

○委員 それでは、何点かお伺いしたいと思います。1点目の図書館基本構想の改定ということで、平成9年以来ですから、18年ぶりの改正になるのですか。まずこの図書館基本構想の法的な根拠があれば教えていただきたいのと、なければ基本構想の位置づけ、区の中の構想の位置づけだとして、どういう性格のものなのかというのを1点目にお伺いしたいと思います。

それから2点目は、今、区有施設の見直しの検討が始まっておりますけれども、その区有施設の見直しと、この基本構想の改定は、全くバッティングしないものという認識でいいのでしょうか。

3点目は、子ども読書活動の推進の「今後の方向」の一番下の丸のところに、「子ども読書活動推進のための方針」について、平成28年度に図書館基本構想とあわせて改定を行うとありますが、この基本構想の中で読書活動に取り組むというレベルのものではないという認識でいいのかどうかということです。

以上3点、お伺いします。

○説明員 まず基本構想ですけれども、図書館法がありますが、特に法的に決めなければいけないというものではありません。ただ、性格としましては、図書館の長期的な構想を目標として掲げていくものと考えております。

区有施設見直しとの関連でございますが、当然、独立するものではなく、区有施設見直しに合わせたものにならないのですけれども、ただ、現在のところ区有施設見直しが40年間で15%の削減ということしかなく、具体的なものが出ておりませんので、その進展に合わせて、図書館の見直しを進めるということになっていくものと考えてございます。

28年度中の改定を目指しておりますので、その中で例えば具

体的に何か方針が出てまいりましたら、それに合わせた形での改定になっていくものと考えてございます。

それから、子ども読書活動の推進についてですが、これも確かに基本構想の中で図書館の業務として、子ども読書ということも触れていくものでございますけれども、それとは別に一つの計画としてやっていこうと考えてございます。

今までの方針の位置づけが曖昧なものでした。最初に作成したときに、計画として定めるものではなくて、方針ということでございますので、今後、どうしていくか、計画への変更も含めて見直しを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

全体を通じて何かございませんでしょうか。

ないようですので、この報告を受けました。

続きまして日程第2を議題とします。

(日程第2 平成27年度学校評価等の実施について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございますか。

○委員 それでは2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、目黒区立学校第三者評価報告書について、A B C Dに加え、所見という形に変えたということは、非常に評価できますし、短い検討期間の中でよくここまで出していただいたということで、ここは高く評価をしているところであります。

その次の問題は、評価基準をどうするのかだと思います。例えばAという評価をするに当たっては、どのような場合にAという評価になるのか。評価項目ごとに細かな評価の視点を、例えば五つ視点を置いたとして、五つ全部クリアしていればAですとか、四つ以上だったらBですとか、そのような仕組みにしないと、評価者の主観がやはり強くなってしまう。より客観的で、別々な評価者が評価していくことになるわけですがけれども、その評価にばらつきがないような評価基準をぜひ検討していただきたいというのが1点目でございます。

それから2点目は、四者による学校評価アンケートなんですけれども、このうちの教職員の部分で、学校長のプレゼンテーショ

ンの中で、100%からいきなり60%に下がっている理由として、教員の分母が小さいので一人評価を下げると、100%から60%ぐらいに下がるというお答えをされていて、実際そのとおりだと思いますが、これは何人ぐらいで行っているものなのかの質問に、先日的確にお答えをいただかなかったので、ここで改めてお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○説明員

まず1点目の評価基準につきましては、委員ご指摘のとおりでありまして、ただ全ての項目について成果指標、数値をなかなか設定するのが非常に難しい部分もございます。

ただ、今年度についてはその中で特に重点目標を設定し、そこに成果指標を記載するよう、今年度まず試行的に行い、それをさらに広げていきたいと思っております。ただ、いずれにしても、評価の基準をしっかりと明確にし、評価者によってばらつきのないような基準をつくるように、現在検討しているところです。

またそれにつきましては、決まり次第、本委員会へご報告申し上げます。

2点目の教職員の評価については、先日の学校長のプレゼンテーションの中でそういった説明もあつて、確かに一理あるとは思いますが、当然学校によって教職員の数がやはり変わってくる中で、特に小規模校になりますと、教員の数が少ない中での一人二人の評価によって全体のパーセントが変わってしまうということで、その部分については、実はこの後、今年度の教職員の配置状況について、数が示されますので、その中で後ほど数については確認をしていただきたいと存じますけれども、多い小学校で言えば、東山小学校のようにかなり大規模の学校と、上目黒小学校のように少ない教員の中での一人二人の割合というのは、当然変わってくるわけでありまして。しかし、冒頭1点目で委員がご指摘いただいたように、そもそも四者評価における評価基準もどうなっているのか、これは私が以前、校長として勤務していた学校については、評価をする前に一応、一つの目安として、こんな視点で評価をしてほしいと、教職員に示して、できるだけばらつきのない基準を学校長として提示をしたわけでありまして。そのことも当然、今後、指導が必要だと思っております。

以上でございます。

○委員

私も同感でありまして、よくここまで評価を具体的にしていた

だいたということ、大変ありがたく思っています。

公表の仕方ですけれども、これをもう少し具体的に各学校に共通な公表の仕方ができるように、ご指示いただけたらと思います。

現実にはホームページなどを見ますと公表の仕方、いろいろばらばらです。これから小学校に入れようと考えている保護者が学校を比較する上でも、ばらついていると、やはり親切ではないと思いますので、公表の仕方をぜひ具体的にさせていただくということ、それから公表期間、これは、第三者評価などは3年間に1回実施ということで、これは公表期間がどのぐらいあるのかというのは、今となってはわかりませんが、3年前に実施したものを見ることができないのが現実だと思います。

私は何年間かはデータとして公表していいのではないかな。その間の変化を見ていただいて、「あ、この学校は3年前と比べるとこれだけいい評価になっているな」ということが読み取れる、それは評価者が所見の中で言うことだけではなくて、保護者の目として読み取れるような形にさせていただくためにも、データの保存期間といいますか、公表期間をこれも具体化していただきたいと思います。

あと、第三者評価の評価結果のまとめ方の中で、一番最後の「その他」のところですが、「特色ある教育活動を積極的に進めている」と、それから「特筆すべき優れた取り組みを行っている。」この中にCとかDという評価が出てくるのはいかがかと。要は特色ある教育活動をやっているのか、やっていないのかということだと思います。評価基準に絡んでくると思いますので、丁寧に、評価者に理解できるような形で説明する必要があるかと思います。

以上です。

○説明員

まず公表の仕方、統一して見やすいものということと、それから公表の期間についてのご指摘については、今後検討してまいりたいと存じます。

それから評価基準については、委員ご指摘のとおりでありまして先ほども申し上げましたが、一応全ての評価項目について、AからDまでの4段階評価を、本日ご承認いただいたわけですが、評価、成果指標あるいは数値としてなかなかあらわしにくい項目もございます。正直、なかなか評価基準を設定しにくい項目もあろうかと存じます。そこは工夫し、その中でよりよい基準

をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告を受けました。

○説明員 すみません。先ほど最後５番の今後の予定で、文教・子ども委員会に報告する日を５月２６日と記載し、報告いたしましたが、申しわけございません。２７日水曜日で訂正をお願い申し上げます。失礼いたしました。

○委員長 了解しました。ありがとうございます。

それではこの報告を受けました。次に日程第３を議題とします。

（日程第３ 平成２７年度目黒区教職員等の配置状況について（報告事項））

○説明員 （資料により説明）

○委員長 ありがとうございます。この報告について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それではこの報告を受けました。次に日程第４を議題とします。

（日程第４ 教育委員会名義の使用承認状況について（報告事項））

○説明員 （資料により説明）

○委員長 この報告にご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、この報告を受けました。次に日程第５を議題とします。

（日程第５ 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について（報告事項））

○説明員 （資料により説明）

○委員長 この報告についてご質問はございますか。

ないようですので、この報告を受けました。

（資料配布 ・平成２７年度目黒区立学校（園）の主な行事予定について）

○委員長 その他特にないようですので、本日の定例会を閉会といたします。

(午前 1 1 時 3 3 分閉会)